産業廃棄物処理業のための施設設置等の手続きの流れ

設置者が行うもの

事前協議

知事が行うもの

その他住民等が行うもの

事業計画書･説明会等計画書

意見書

意見

説明会

閲覧

（遅滞なく公示／１月間縦覧）

公示／縦覧

見解書

（縦覧終了日又は説明会終了日の翌日から

２週間を経過する日まで）

住民等

（必要に応じて）意見聴取

（必要に応じて）意見聴取

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課　TEL：06-6210-9571

➢大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の場合は、各市にお問い合わせください。

（１月間縦覧）

公示／縦覧

閲覧

許可申請

反映していない場合

勧告

公示

委員会開催

委員会開催

説明会等報告書

意見

修正事業計画書

（住民意見を反映したもの）